

令和2年9月11日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和2年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	81.71 (▲0.04)	7.43 (0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	145.81 (▲0.09)	13.25 (▲0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	274.04 (▲0.18)	24.91 (▲0.02)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	402.27 (▲0.25)	36.57 (▲0.02)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	658.71 (▲0.43)	59.88 (▲0.04)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	329.36 (▲0.21)	29.94 (▲0.02)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	276.84 (▲0.13)	25.17 (▲0.01)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	481.09 (▲0.25)	43.74 (▲0.02)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	240.54 (▲0.13)	21.87 (▲0.01)
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の9キロワット時まで	284.26 (▲0.10)	25.84 (▲0.01)
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	23.97 (▲0.01)	2.18 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	341.00	31.00
契約電流15アンペア	511.50	46.50
契約電流20アンペア	682.00	62.00
契約電流30アンペア	1,023.00	93.00
契約電流40アンペア	1,364.00	124.00
契約電流50アンペア	1,705.00	155.00
契約電流60アンペア	2,046.00	186.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.97 (▲0.01)	2.18 (0.00)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30.26 (▲0.01)	2.75 (0.00)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.98 (▲0.01)	3.09 (0.00)
最低月額料金 1契約につき	250.80	22.80
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	341.00	31.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.97 (▲0.01)	2.18 (0.00)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	30.26 (▲0.01)	2.75 (0.00)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	33.98 (▲0.01)	3.09 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭		円 銭	
臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9.10	(0.00)	0.83	(0.00)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18.20	(▲0.01)	1.66	(0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18.20	(▲0.01)	1.66	(0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	181.95	(▲0.07)	16.54	(▲0.01)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	181.95	(▲0.07)	16.54	(▲0.01)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	375.10		34.10	
電力量料金				
1キロワット時につき	36.77	(▲0.01)	3.34	(0.00)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	375.10		34.10	
電力量料金				
1キロワット時につき	36.77	(▲0.01)	3.34	(0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82.50	7.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	76.21 (▲0.04)	6.93 (0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	134.81 (▲0.09)	12.25 (▲0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	252.04 (▲0.18)	22.91 (▲0.02)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	369.27 (▲0.25)	33.57 (▲0.02)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	603.71 (▲0.43)	54.88 (▲0.04)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	301.86 (▲0.21)	27.44 (▲0.02)
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	253.74 (▲0.13)	23.07 (▲0.01)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	441.49 (▲0.25)	40.14 (▲0.02)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	220.74 (▲0.13)	20.07 (▲0.01)
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	308.00	28.00
電力量料金		
1キロワット時につき	22.60 (▲0.01)	2.06 (0.00)
最低月額料金		
1契約につき	225.50	20.50
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,287.00	117.00
電力量料金		
1キロワット時につき	17.67 (▲0.01)	1.61 (0.00)
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	227.15 (▲0.08)	20.65 (▲0.01)
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	20.45 (▲0.01)	1.86 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	726.00	66.00
電力量料金		
1キロワット時につき	15.02 (▲0.01)	1.37 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載

(2) 附則4 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める
料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	3,509.66 (▲0.66)	319.06 (▲0.06)
1キロワット	5,855.85 (▲0.99)	532.35 (▲0.09)
2キロワット	10,985.70 (▲2.31)	998.70 (▲0.21)
3キロワット	16,115.55 (▲3.30)	1,465.05 (▲0.30)
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	3,121.25 (▲0.99)	283.75 (▲0.09)
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	44.68 (▲0.02)	4.06 (0.00)
1キロワット	89.38 (▲0.03)	8.13 (0.00)
2キロワット	178.75 (▲0.08)	16.25 (▲0.01)
3キロワット	268.13 (▲0.11)	24.38 (▲0.01)
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	89.38 (▲0.03)	8.13 (0.00)

(注) () 内には、特殊変動費に係る料金を内数として記載